

# 荒川区風水害対応方針

令和3年7月 改定

荒 川 区

# 目次

本方針の目的 .....	3
第1章 荒川の氾濫への対応方針 .....	4
第1節 荒川の氾濫時の被害想定 .....	4
第2節 避難に関する基本方針 .....	4
第3節 情報収集と情報伝達 .....	5
1 情報収集と情報伝達の流れ .....	5
2 避難情報の発令基準 .....	7
第4節 避難場所の開設・運営 .....	9
1 避難場所の開設・運営方法 .....	9
2 要配慮者への対応 .....	11
3 他の避難者と同室で過ごすことに支障がある避難者への対応 .....	12
4 ペットの避難への対応 .....	12
第2章 その他の各種水害への対応方針 .....	13
第1節 その他の各種水害の被害想定と対応の考え方 .....	13
第2節 各種水害への対応 .....	13
1 高潮氾濫 .....	13
2 石神井川の氾濫 .....	15
3 内水氾濫 .....	17
4 土砂災害 .....	18
第3章 水害時における対応体制 .....	20
第1節 災害対策本部の体制 .....	20
1 水防本部及び災害対策本部の設置 .....	20
2 災害対策本部の体制 .....	20
第2節 防災関係機関との連携体制 .....	21
第3節 水害時における電力の確保 .....	22
第4章 自助・共助の推進 .....	23
第1節 各種ツールを活用した水害意識の普及啓発 .....	23
第2節 共助による取組の推進 .....	25
第5章 応急・復旧・復興対応 .....	27
第1節 応急対応 .....	27
第2節 復旧対応 .....	27
第3節 復興対応 .....	28

## 本方針の目的

令和元年9月には台風第15号、10月には台風第19号が立て続けに日本を直撃し、各地に甚大な被害をもたらした。台風第19号の際には、荒川区においても荒川区災害対策本部を設置して対応したが、職員体制、避難情報の発令、避難場所の開設等、様々な課題が明らかとなった。

本方針は、台風第15号や台風第19号で明らかとなった課題や教訓等を踏まえ、改めて大規模水害時における情報伝達方法や職員の配置態勢の再構築等の「公助」に関する方針を示すとともに、区民一人ひとりが正しい水害に関する知識を身に付けて的確な避難行動をとることができるようにするための「自助」の強化、町会・自治会等と密接に連携した「共助」による取組等に関する方針を示したものである。

なお、本方針は、実災害における教訓等も踏まえ、適宜改定を行うとともに、「荒川区地域防災計画」に反映するものとする。

## 第1章 荒川の氾濫への対応方針

本章では、最も被害が大きいと想定される荒川の決壊による氾濫に対する基本的な対応方針を示す。

### 第1節 荒川の氾濫時の被害想定

平成28年5月、国土交通省は、想定し得る最大規模の降雨（荒川流域の72時間総雨量632mm）により荒川の堤防が複数箇所決壊した場合に想定される浸水想定区域・浸水深を公表した（別紙「荒川区防災地図（水害版）」及び「荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」参照）。

想定では、区内の約9割で0.5m～5.0mの浸水が発生し、浸水が引くまでに最大2週間以上を要する可能性がある。浸水により、電気・ガス・水道・下水道等のライフラインが使用できない状態となる。荒川流域で大規模な被害が発生する想定であり、救助には長期間を要する可能性がある。

なお、家屋等氾濫危険区域（洪水時に家屋の流出・倒壊をもたらすような氾濫流が発生するおそれがある範囲）には指定されておらず、水流により家屋等は倒壊しない想定である。

### 第2節 避難に関する基本方針

荒川の決壊による氾濫では、区内の約9割が浸水し、浸水継続時間も2週間以上と想定されていることから、建物の上層階に避難（以下「垂直避難」という。）した場合には、建物内に長期間取り残される危険性がある。そのため、可能な限り浸水が及ばない高台へ避難（以下「広域避難」という。）し、やむを得ない場合は建物の上層階へ「垂直避難」することが基本的な避難行動となる。

「広域避難」をするに当たっては、浸水しない地域における避難場所の確保や鉄道等の避難手段等を確保する必要がある。これらについては、現在、国や東京都、関係自治体等で構成される「首都圏における大規模水害広域避難検討会」において検討中の段階にあり、具体的な方針は決定していない。

このような状況において「広域避難」を実施することは困難であることから、「広域避難」に関する具体的な方針が決定するまでの当面の間は、建物の上層階への「垂直避難」を基本とする。

大型台風の東京地方への上陸等により荒川の決壊を伴う大規模水害の発生が予想される場合には、以下のとおり、避難場所の開設や避難誘導を行う。

#### （1）親戚・友人宅等への広域避難の呼び掛け

大型台風の東京地方への上陸等により荒川の決壊を伴う大規模水害の発生が予想される場合、区は、区民に対し、数日前から、浸水が想定されない地域の親戚や友人宅等へ自主的に「広域避難」するよう呼び掛ける。

## (2) 自主避難場所の開設と避難

大型台風の接近等により、気象庁等から河川氾濫や暴風による大規模な被害発生の可能性が言及されている場合や、気象庁等が発表する気象情報や降雨予想等に基づき必要と認められる場合、区は、事前に、自宅で過ごすことが不安な区民が早い段階で自主的に避難するための「自主避難場所」を開設する。

自宅が堅牢な建物の3階以上にある区民に対しては、可能な限り自宅に留まるよう呼び掛けた上で、自宅で過ごすことに不安のある区民は、早い段階で「自主避難場所」に避難する。

## (3) 緊急避難場所の開設と避難

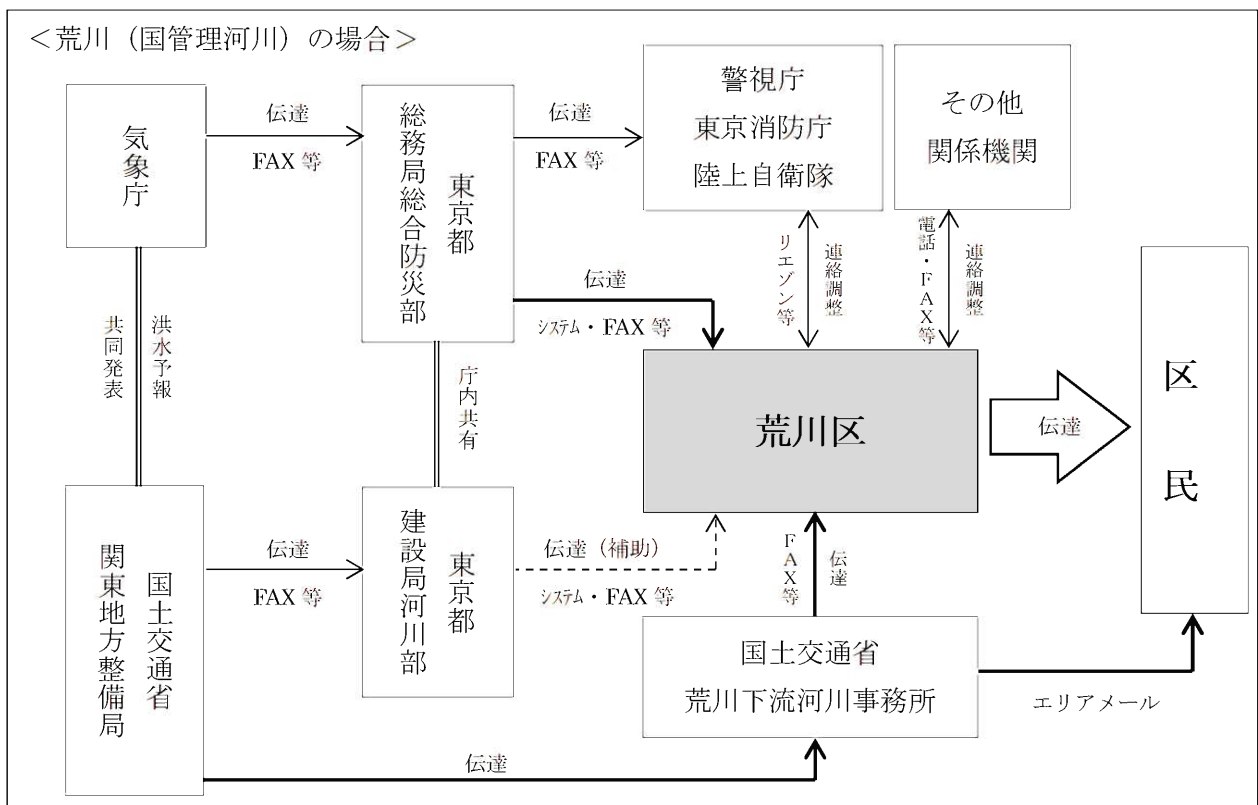
荒川が氾濫する危険性が高まり、避難情報（「高齢者等避難」、「避難指示」）を発令した場合、発令と同時に「自主避難場所」を「緊急避難場所」に自動的に切り替え、区民に対して「垂直避難」を促す（※「緊急避難場所」は、浸水の危険がある場合に緊急的に「垂直避難」するための場所であり、「自主避難場所」と同一の建物）。

その際、堅牢な建物の3階以上に居住する区民に対しては、自宅に留まるよう呼び掛ける。

## 第3節 情報収集と情報伝達

### 1 情報収集と情報伝達の流れ

図表 1 情報収集と情報伝達の流れ



### (1) 情報収集

荒川の氾濫が予想される場合には、気象庁や国土交通省、東京都をはじめとする防災関係機関と密接な連携を図りながら情報収集を行う。

主な情報収集の流れは以下のとおり。

- ・ 気象庁と国土交通省関東地方整備局が洪水予報を共同発表し、国土交通省荒川下流河川事務所や東京都に情報伝達する。
- ・ 国土交通省荒川下流河川事務所及び東京都は、荒川区へ洪水予報発表の旨を災害情報システムやFAX等を使用し、伝達する。
- ・ これと併せて、区は、気象庁等が公表するホームページから情報を収集するとともに、気象庁とのホットラインを使用して情報収集する。
- ・ 警視庁、東京消防庁、陸上自衛隊は、区にリエゾン（現地情報伝達員）を派遣し、連絡態勢を構築する。
- ・ ライフライン等の防災関係機関からの情報については、無線やホットライン等を使用して収集する。

## （２）情報伝達

区は、気象情報や洪水予報、河川の水位状況等を総合的に勘案し、状況に応じて、避難場所の開設情報や避難情報等を区民等へ伝達するものとする。

主な情報伝達の流れは以下のとおりであり、図表 2 に示した各種情報伝達手段を活用して伝達を行うものとする。

- ・ 大型台風等により区内に被害が発生する可能性がある場合、区は、数日前から区民等に対し、適宜、台風等に関する注意喚起や台風情報、気象情報等を伝達する。
- ・ 台風が接近し、「自主避難場所」の開設が必要と判断した場合、「自主避難場所」の開設場所、開設時期等を区民等へ伝達する。
- ・ 気象庁から気象警報、洪水警報等が発表された場合、その都度、伝達する。
- ・ 区内に被害が生じる可能性が高まった場合には、避難情報（高齢者等避難、避難指示）の発令について、全ての情報伝達手段を活用して伝達する。また、あわせて緊急避難場所の開設情報を伝達する。
- ・ 荒川が決壊した場合には、防災行政無線の屋外スピーカーでサイレンを鳴らすとともに、音声放送で緊急避難を呼び掛ける。これとあわせて、他の全ての手段を活用して緊急避難を呼び掛ける。
- ・ 台風等の通過により水害の発生の危険性がなくなった場合には、気象警報や洪水警報の解除情報、避難場所の閉鎖情報等について周知する。
- ・ 町会・自治会へは、適宜、各町会長・自治会長へ配付している災害時優先電話に対し、メールの一斉配信や直接の電話等で連絡する。

図表 2 情報伝達手段

名称	内容
防災行政無線	・区内に設置した防災行政無線の屋外子局（スピーカー）から、区内全域に音声で情報を伝達するとともに、専用の戸別受信機により区施設等へ情報伝達を行う。
緊急速報メール ・エリアメール	・各携帯キャリアによる緊急速報メール・エリアメール機能を区が使用し、区のエリア内にいる区民の携帯電話に強制的に避難情報を通知する。
メールマガジン	・「荒川区メールマガジン」の登録者に対して、気象情報や避難情報、緊急情報等を配信する。
区ホームページ	・区のホームページを災害時専用画面に切り替え、災害情報や避難情報等を発信する。
ツイッター・フェイスブック・LINE	・区のツイッターやフェイスブック、LINEの公式アカウントを活用し、災害情報や避難情報等を発信する。
テレビのデータ放送（dボタン）	・「東京都災害情報システム」とメディアとの連動により、区が「東京都災害情報システム」に入力した避難場所開設状況や避難情報の発令状況をテレビのデータ放送画面（dボタンを押下すると閲覧が可能）に表示する。
ケーブルテレビ	・ケーブルテレビの区民チャンネルを利用し、災害の状況等をテロップ及びdボタンの「荒川区からのお知らせ【緊急情報】」により放送する。
荒川区防災アプリ	・「荒川区防災アプリ」をダウンロードしているスマートフォン及びタブレットあてに、区からの緊急情報を発信する。
安全安心パトロールカー	・安全安心パトロールカーを広報車として活用し、スピーカー音声で区民に直接情報を伝達する。
災害情報受信機	・防災行政無線と連動して音声情報及び文字情報により情報を伝達することが可能な「災害情報受信機」を避難情報の発令時等に活用する。

※上記以外にも、区内に避難情報が発令されている等、災害発生の危険性が高まっている場合、区内警察署及び消防署等と協力の上、避難の呼び掛け、避難誘導を実施する。

## 2 避難情報の発令基準

区長は、荒川の氾濫が予想される場合、図表 3 に定める発令基準に基づき避難情報を発令する。また、以下に定める基準のほか、区長が必要と認めた場合には避難情報を発令する。

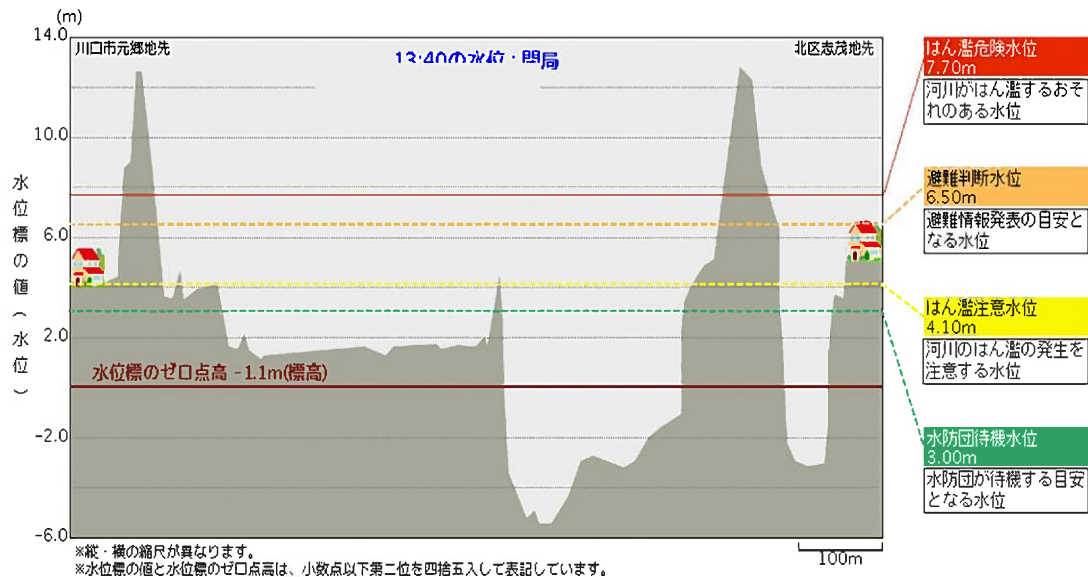
避難情報を発令する際には、荒川区に最も近い北区赤羽にある「岩淵水門（上）水位観測所」における水位を判断基準とすることを基本とし、上流の治水橋（さいたま市）等の水位情報も考慮した上で判断するものとする。また、自治体と関係機関とが大規模水害発生前から時系列で取るべき防災行動を共有し、迅速かつ的確な対応を行うことを目的

として作成している「荒川下流タイムライン」、気象庁、国土交通省等からの情報等を総合的に勘案した上で、避難情報の発令を判断する。

図表 3 荒川の氾濫に関する避難情報の発令基準

レベル	避難情報名	基準
警戒レベル3	高齢者等避難	・岩淵水門（上）水位観測所で避難判断水位（6.50m）に到達し、かつ、今後も水位の上昇が見込まれ、荒川が氾濫する危険性が高いと認められる場合
警戒レベル4	避難指示	・岩淵水門（上）水位観測所で氾濫危険水位（7.70m）に到達し、かつ、荒川が氾濫する危険性が非常に高いと認められる場合
警戒レベル5	緊急安全確保	・荒川の氾濫が発生した場合

岩淵水門（上）水位観測所における水位基準と川の断面図（国土交通省「川の情報」）





## 第4節 避難場所の開設・運営

### 1 避難場所の開設・運営方法

#### (1) 自主避難場所及び緊急避難場所として開設する施設

「自主避難場所」及び「緊急避難場所」として開設する施設は図表4のとおりである。

図表4 自主避難場所及び緊急避難場所の一覧

	施設名称	住 所
1	第六瑞光小学校	南千住1-4-11
2	瑞光小学校	南千住1-51-1
3	石浜ふれあい館	南千住3-28-2
4	第二瑞光小学校	南千住5-8-1
5	南千住ふれあい館	南千住6-36-13
6	荒川工業高等学校	南千住6-42-1
7	南千住駅前ふれあい館	南千住7-1-1
8	第三瑞光小学校	南千住7-9-1
9	南千住第二中学校	南千住7-25-1
10	汐入ふれあい館	南千住8-2-2
11	汐入小学校	南千住8-2-3
12	汐入東小学校	南千住8-9-3
13	第三中学校	南千住8-10-1
14	第一中学校	荒川1-30-1
15	第三峡田小学校	荒川1-43-1
16	第二峡田小学校	荒川2-30-1
17	ゆいの森あらかわ	荒川2-50-1
18	峡田ふれあい館	荒川3-3-10
19	生涯学習・教育センター	荒川3-49-1
20	峡田小学校	荒川3-77-1
21	第九峡田小学校	荒川6-8-1
22	第四中学校	荒川6-57-1
23	荒川山吹ふれあい館	荒川7-6-8
24	町屋ふれあい館	町屋1-35-8
25	第五中学校	町屋1-37-16
26	第四峡田小学校	町屋2-11-6
27	第五峡田小学校	町屋3-17-24
28	大門小学校	町屋4-27-8
29	原中学校	町屋5-12-6
30	荒木田ふれあい館	町屋6-13-2
31	第七峡田小学校	町屋8-19-12

32	第九中学校	東尾久2-23-5
33	赤土小学校	東尾久2-43-9
34	尾久小学校	東尾久5-6-7
35	男女平等推進センター	東尾久5-9-3
36	尾久宮前小学校	西尾久1-4-17
37	尾久ふれあい館	西尾久2-25-13
38	尾久八幡中学校	西尾久3-14-1
39	第七中学校	西尾久4-30-28
40	尾久西小学校	西尾久5-27-12
41	尾久第六小学校	西尾久8-26-9
42	西尾久ふれあい館	西尾久8-33-31
43	東日暮里ふれあい館	東日暮里1-17-13
44	第三日暮里小学校	東日暮里3-10-17
45	夕やけこやけふれあい館	東日暮里3-11-19
46	第二日暮里小学校	東日暮里5-2-1
47	竹台高等学校	東日暮里5-14-1
48	ひぐらし小学校	西日暮里2-32-5
49	諏訪台中学校	西日暮里2-36-8
50	諏訪台ひろば館	西日暮里3-3-12
51	西日暮里ふれあい館	西日暮里6-24-4
52	第六日暮里小学校	西日暮里6-35-16

※ 第一日暮里小学校については、敷地の一部が土砂災害警戒区域に指定されており、土砂災害が発生する可能性があることから、「自主避難場所」及び「緊急避難場所」としては開設しない。

※ 荒川の決壊時には区内の約9割が浸水する想定であるため、長期間避難生活を送るための施設で、災害対策基本法第49条の7に規定する「(指定)避難所」については区内に指定していない。ただし、荒川が氾濫したものの、区内に浸水被害がない地域がある場合には、状況に応じて当該地域に「避難所」を開設する。

## (2) 避難場所担当職員の事前指定

- 各避難場所に配置する職員（以下「避難場所運営担当職員」という。）については、あらかじめローテーションも考慮の上、指定する。
- 避難場所運営担当職員は、平常時から研修や訓練への参加等により避難場所運営のノウハウを身に付けておくとともに、あらかじめ、配置される避難場所の浸水が及ばない避難スペースを調整・確保しておき、当該施設の配置や設備について熟知しておくものとする。また、地域の避難所開設・運営訓練に参加する等により、日頃から近隣の町会・自治会とも顔の見える関係を築いておく。

## (3) 避難場所の開設・運営

- 区が自宅で過ごすことが不安な区民が早い段階で自主的に避難するための「自主避難場所」を開設することを決定した場合、避難場所運営担当職員は、各避難場所へ

参集し、施設管理者と連携して避難場所の開設を行う。開設に当たっては、地域の町会・自治会、学校協力員等とも連携して速やかな開設を行う。

- ・ 「自主避難場所」の開設・運営の段階では、避難スペースは各避難場所の施設状況に応じて、体育館等のまとまったスペースを基本として確保し、避難者の受付を行った上で避難者を誘導する。なお、当該避難スペースが浸水想定階にある場合で、荒川が決壊した場合、避難者を建物の浸水しない階層へ誘導するものとする（※荒川が決壊した場合でも、区に水が到達するには数時間の猶予がある）。
- ・ 避難場所のミニ備蓄倉庫が浸水の想定される階にある場合には、あらかじめ物資を上層階へ搬送しておく。ミニ備蓄倉庫が併設されていない避難場所については、あらかじめ浸水が想定されない階層のスペースに他の備蓄倉庫から物資を搬送しておく。
- ・ 「自主避難場所」の開設・運営の段階では、避難場所となる施設のうち、エレベーター設備等が設置されているふれあい館、諏訪台ひろば館、ゆいの森あらかわ、男女平等推進センターに、可能な範囲で要配慮者を優先した避難誘導を行うものとする。ただし、台風が上陸するなどにより雨風が強まった段階や既に荒川が決壊した段階での避難には危険が伴うため、要配慮者を含め、避難者は最寄りの避難場所に緊急避難するものとする。
- ・ 気象警報や洪水警報、避難情報の解除等により、安全が確保された場合、区は避難場所の閉鎖を決定する。その場合、施設周辺の安全を確認した上で、避難者に対し帰宅を促すとともに、避難場所にケアが必要な避難者がいる場合には、必要に応じて保健師を巡回させるなどにより、要配慮者を中心にケアを行う。
- ・ 荒川が決壊して避難場所周辺が浸水した場合、避難者数や避難者の状況等を可能な範囲で区災対本部へ連絡し、避難者の安全確保に努め、警察・消防・自衛隊等による救助を待つ。

## 2 要配慮者への対応

### (1) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正されたことに伴い、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者または管理者に、水害時における施設ごとの避難方法や避難場所等を定める「要配慮者利用施設における避難確保計画」の作成が義務付けられた。

区では、当該計画作成の手引き及び雛形を作成し、各要配慮者利用施設の管理者向けの説明会を実施する等により、「要配慮者利用施設における避難確保計画」の作成支援を行っており、引き続き、作成支援を進めていく。

各要配慮者利用施設の管理者は、水害発生時には、「要配慮者利用施設における避難確保計画」に基づき、円滑に利用者の避難誘導や安全確保等を図るものとする。

### (2) 水害時における個別支援計画の作成

区では、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を整備し、地震時における要支援者ごとの個別支援計画の作成を進めているが、各避難行動要支援者及び支援者が水害時に適切な避難行動をとれるよう、個別支援計画に水害時の対応に関して必要

な項目を追加する等、検討を進めていく。

### 3 他の避難者と同室で過ごすことに支障がある避難者への対応

他の避難者と同室で過ごすことに支障があると考えられる避難者については、状況に応じて、他の避難者とは別室で避難スペースを設ける等の対応を行う。

具体的な避難スペースについては、避難場所となる施設ごとに、各避難者のスペースとの分離に配慮してあらかじめ想定をしておく。

## 4 ペットの避難への対応

### (1) 飼い主とペットの避難に関する基本ルール

- ・ ペットの飼い主は、災害時においても自宅でペットと共に過ごせるよう、平常時から、自宅の安全対策、収容ゲージやペットの水・餌等の備蓄を行う。また、避難場所へ避難することとなった場合に備え、無駄吠えなどへのしつけや避難用のケージ等にも慣れさせておく。
  - ・ ペットの飼い主は、自宅で過ごせない場合や避難場所への同行避難が困難な場合に備え、浸水しない地域にあるペットと共に避難できる親戚宅・知人宅等を避難先として事前に確保するよう努める。そして、台風等が上陸する前の早い段階で、可能な限り、当該避難先へ避難する。
  - ・ 荒川の氾濫の可能性が高まり、区から避難情報が発令された場合、堅牢な建物の3階以上に居住しているペットの飼い主は、可能な限り、自宅でペットとともに在宅避難する。在宅避難が難しい場合、最寄りの避難場所へ、収容ケージやペットの水・餌等を持参の上、ペットとともに避難する。
- ※ 区は、ペットの飼い主に対し、平時から、飼い主としての役割や避難場所におけるペットの受入等に関する啓発を行う。

### (2) 避難場所におけるペットの受入

区は、避難場所において、以下のとおり、ペットの受入を行うものとする。

- ・ ペットの避難場所での受入の際には、動物アレルギーを持つ避難者がいる可能性等に配慮し、原則として、避難者とペットの避難スペースを分けて設ける。
- ・ ペットの避難スペースについては、各避難場所において、避難者スペースとペットの避難スペースの分離に配慮してあらかじめ想定しておく。
- ・ 受け入れる動物の種類をはじめ、具体的なペットの受入方法については、各地域の町会・自治会と個々に相談の上、対応方法について引き続き検討していく。

## 第2章 その他の各種水害への対応方針

本章では、荒川の氾濫以外に区内で想定される各種水害への個々の対応方針について示す。

### 第1節 その他の各種水害の被害想定と対応の考え方

最も被害の規模が大きくなると想定される荒川の氾濫以外にも、区内では、高潮氾濫、石神井川の氾濫、内水氾濫、土砂災害の想定がある。また、河川氾濫等を伴わない暴風による被害も想定される。

これらの各種水害については、単独で発生することもあるが、大型台風等の接近・上陸や線状降水帯の発生等により豪雨があった場合には、荒川の氾濫も含め、各種水害の全てもしくはいくつかが同時に発生する可能性がある。

このように、各種水害が複合的に発生することが予測される場合、原則として、被害の規模が最も大きくなる荒川の氾濫に準じた対応を行うものとする。

なお、荒川や高潮氾濫、石神井川の氾濫、内水氾濫、土砂災害の発生等までは見込まれない小型の台風の上陸や降雨、あるいは暴風が予想される場合については、その状況に応じて、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、メールマガジン、防災アプリ等を利用して区民へ情報を発信し、冷静な行動を呼び掛けるものとする。

### 第2節 各種水害への対応

ここでは、高潮氾濫、石神井川の氾濫、内水氾濫、土砂災害の個々への対応方針を示す。

#### 1 高潮氾濫

##### (1) 被害想定

平成30年3月、東京都は、東京湾沿岸において想定し得る最大規模の高潮による氾濫が河川から発生した場合における高潮浸水想定区域・浸水深を公表した（高潮の影響が極めて高くなる台風の中心気圧：910hPa、移動速度：73km/hを想定し、最大の浸水深・浸水継続時間を想定）（別紙「東京都高潮浸水想定区域図[想定最大規模]（浸水深）」参照）。

東京湾沿岸において想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合、台風による雨水流下と東京湾からの高潮遡上とがぶつかる北区堀船付近の石神井川で水位が上がり、越水した場合、区内の約5割で0.5～3.0mの浸水が発生し、浸水継続時間は、区内の大部分が12時間以内、一部地域で最大1週間以上の想定である。

また、河川氾濫のほか、高潮に伴う河川水位の上昇により、河川への排水ができなくなり、内水氾濫が発生する可能性もある。

##### (2) 避難方法

高潮氾濫が大型台風の接近による海面上昇の影響で発生することを踏まえると、大型台風の上陸時には、荒川の氾濫と高潮氾濫が同時に発生する可能性を考慮する必要

がある。また、高潮氾濫のみが発生した場合でも区内の約5割が浸水する想定（※荒川の氾濫時は区内の約9割が浸水する想定）であることを踏まえると、高潮氾濫への対応に当たっては、荒川の氾濫の同時発生を想定した対応とすることが望ましい。

そこで、高潮氾濫が予想される場合には、原則として、第1章で示した荒川の氾濫時に準じた避難場所開設や避難方法を採用するものとする。

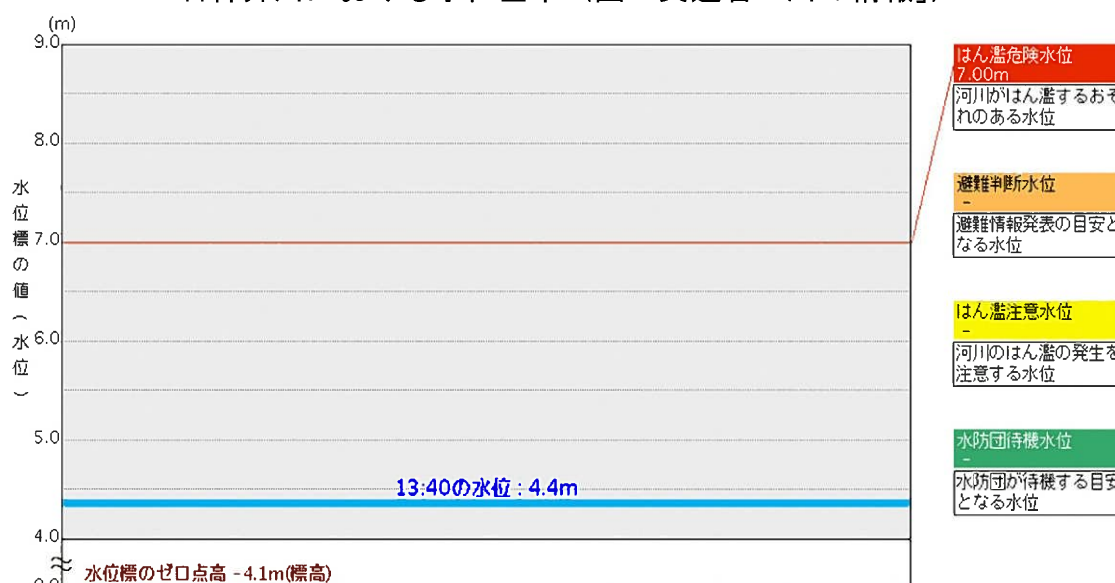
### (3) 避難情報の発令

区は、以下に定める発令基準に基づき、避難情報を発令する。なお、以下に定める基準のほか、区長が必要と認めた場合には避難情報を発令する。

レベル	避難情報名	基準
警戒レベル4	避難指示	・石神井川の溝田橋水位観測所で氾濫危険水位（7.0m）に到達し、かつ氾濫の危険性が非常に高まっている場合
警戒レベル5	緊急安全確保	・高潮氾濫（石神井川の溝田橋地点で氾濫）が発生した場合

※ 溝田橋水位観測所には氾濫危険水位のみが指定されており、氾濫注意水位等の指定はない。

石神井川における水位基準（国土交通省「川の情報」）



※縦・横の縮尺が異なります。  
 ※水位標の値と水位標のゼロ点高は、小数点以下第二位を四捨五入して表記しています。

## 2 石神井川の氾濫

### (1) 被害想定

令和元年5月に、東京都は、石神井川で想定し得る最大規模の降雨（総雨量 690mm、時間最大雨量 153mm）があった場合における浸水想定区域・浸水深を公表した（別紙「石神井川及び白子川流域 浸水予想区域図（改定）」参照）。

荒川区内では、西尾久七丁目地区、八丁目地区で0.1m～1.33mの浸水が予想される。浸水継続時間は、12時間未満である。

### (2) 避難方法

石神井川の氾濫時の浸水継続時間は比較的短く、浸水しても長期間建物内に取り残される危険性は低いことから、緊急的に建物の上層階へ避難する「垂直避難」を基本的な避難行動とする。

ただし、荒川の氾濫の同時発生が予想される場合には、第1章で示した荒川の氾濫を想定した対応を行うものとする。

石神井川のみが氾濫することが予想される場合、以下のとおり対応する。

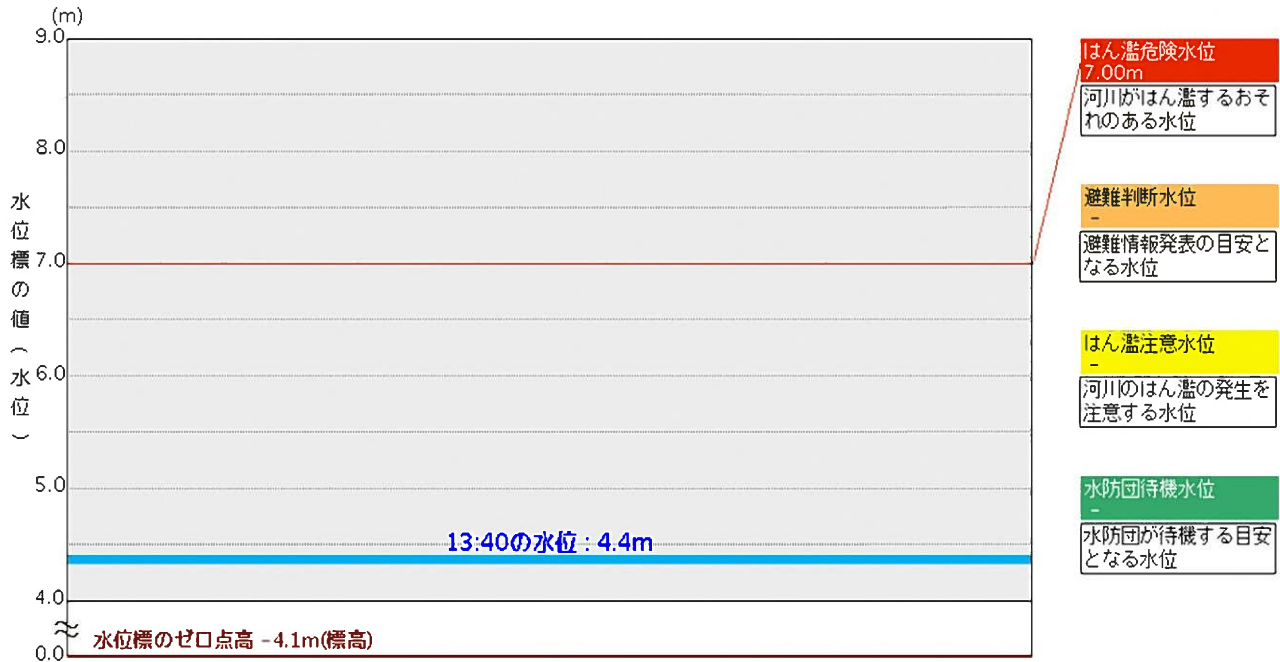
- ・ 区は、浸水が予想される地域の近隣にある公共施設（尾久第六小学校、西尾久ふれあい館、尾久西小学校、第七中学校、尾久ふれあい館を想定）を、時間的猶予がある場合には「自主避難場所」として、時間的猶予がない場合には「緊急避難場所」として開設する。
- ・ 石神井川が決壊する可能性が高まった場合、区は、当該地域に避難情報（「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示」）を発令し、自宅や近隣の建物の2階以上もしくは各避難場所の2階以上への「垂直避難」を誘導する。
- ・ 浸水等の被害により、自宅での生活が困難な区民がいる場合には、浸水していない地域に「避難所」を開設し、区民は「避難所」に避難する。

### (3) 避難情報の発令

区は、以下に定める発令基準に基づき、避難情報を発令する。なお、以下に定める基準のほか、区長が必要と認めた場合には避難情報を発令する。

レベル	避難情報名	基準
警戒レベル4	避難指示	・ 石神井川の溝田橋水位観測所（北区）で氾濫危険水位（7.0m）に到達し、かつ今後も水位の上昇が見込まれ、石神井川が氾濫する危険性があると認められる場合
警戒レベル5	緊急安全確保	・ 石神井川（溝田橋地点）で氾濫が発生した場合

## 石神井川における水位基準（国土交通省「川の情報」）



※縦・横の縮尺が異なります。

※水位標の値と水位標のゼロ点高は、小数点以下第二位を四捨五入して表記しています。



### 3 内水氾濫

#### (1) 被害想定

令和3年3月、東京都等で構成される「都市型水害対策連絡会」は、想定し得る最大規模の降雨（総雨量 690mm、時間最大雨量 153 mm）があった場合に想定される浸水予想区域・浸水深を公表した（別紙「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図（改定）」参照）。

下水の排水能力を超えたことによる冠水等（内水氾濫）により、区内各地で 0.2m～2.0m の浸水が発生する想定である。

#### (2) 避難方法

内水氾濫時の浸水継続時間は短く、浸水しても長期間建物内に取り残される危険性は低いことから、緊急的に建物の上層階へ避難する「垂直避難」を基本的な避難行動とする。ただし、荒川の氾濫の同時発生が予想される場合には、第1章で示した荒川の氾濫を想定した対応を行うものとする。

内水氾濫のみの発生が予想される場合、以下のとおり対応する。

- ・ 集中豪雨等により内水氾濫が予想される場合、区は避難情報を発令するとともに、自宅等の浸水への注意やアンダーパスの通過に関する注意等と呼び掛ける。区民は、自宅の浸水しない上層階（2階以上）、または近隣の安全な建物の上層階（2階以上）もしくは各避難場所の上層階（2階以上）に避難し、浸水が引くまでの間、待機する。
- ・ 浸水等の被害により、自宅での生活が困難な区民がいる場合、区は「避難所」を開設し、当該区民は「避難所」に避難する。

#### (3) 避難情報の発令

区は、以下に定める発令基準に基づき、避難情報を発令する。なお、以下に定める基準のほか、区長が必要と認めた場合には避難情報を発令する。

レベル	避難情報名	基準
警戒レベル4	避難指示 (※垂直避難)	・ 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 ・ 区内で大規模な内水氾濫が発生する恐れがある場合、または発生している場合

## 4 土砂災害

### (1) 被害想定

平成30年1月、西日暮里3丁目、4丁目の一部（西日暮里3丁目5・6・7・10・11番、西日暮里4丁目1・2・7番）に、土砂災害警戒区域が7箇所（うち土砂災害特別警戒区域が6箇所）指定された（別紙「荒川区土砂災害ハザードマップ」参照）。

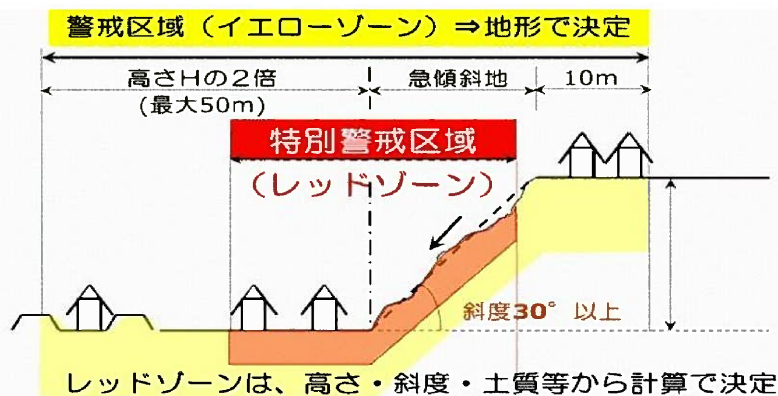
#### ※土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

#### ※土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域について（東京都建設局HP）



### (2) 避難方法

土砂災害が発生するおそれがある場合、以下のとおり対応する。

- ・ 大雨警報（土砂災害）が発表された場合、区は、「自主避難場所」として諏訪台ひろば館を開設し、自宅を過ごすことが不安な区民は「自主避難場所」に避難する。
- ・ 土砂災害が発生する危険性が高まった場合、区は避難情報を発令し、開設していた「自主避難場所」（諏訪台ひろば館）を自動的に「緊急避難場所」に切り替えるとともに、新たに学校法人開成学園、日暮里サニーホールを「緊急避難場所」として開設し、区民は「緊急避難場所」に避難する。
- ・ 土砂災害の発生により自宅での生活が困難な区民がいる場合、区は諏訪台ひろば館及び西日暮里ふれあい館を「避難所」として開設し、区民は「避難所」に避難する。

### (3) 避難場所及び避難所

土砂災害の恐れがある場合の避難場所及び避難所は以下のとおり。

名称	施設名	住所
自主避難場所	諏訪台ひろば館	西日暮里3-3-12
緊急避難場所	学校法人開成学園※	西日暮里4-2-4
	日暮里サニーホール	東日暮里5-50-5
	諏訪台ひろば館※	西日暮里3-3-12

避難所	西日暮里ふれあい館	西日暮里 6-24-4
	諏訪台ひろば館※	西日暮里 3-3-12

※ 平成31年3月に学校法人開成学園と「土砂災害時における近隣住民の緊急避難施設の提供に関する協定」を締結しており、協定に基づき避難場所を開設する。

※ 諏訪台ひろば館は、高齢者及び障がい者の避難を優先する。

#### (4) 避難情報の発令

区は、以下に定める発令基準に基づき、避難情報を発令する。なお、以下に定める基準のほか、区長が必要と認めた場合には避難情報を発令する。

レベル	避難情報名	基準
警戒レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂キキクル(危険度分布)が「警戒」になった場合</li> <li>大雨注意報が発表され、夜間～翌朝早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替わる可能性が言及されている場合</li> </ul>
警戒レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂キキクル(危険度分布)が「非常に危険」又は「極めて危険」になった場合</li> <li>大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>土砂災害の前兆現象(湧き水の発生等)が発見された場合</li> </ul>
警戒レベル5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害が発生した場合</li> </ul>

## 第3章 水害時における対応体制

本章では、水害時における区の対応体制及び各防災関係機関との連携体制について示す。

### 第1節 災害対策本部の体制

#### 1 水防本部及び災害対策本部の設置

##### (1) 荒川区水防本部

荒川区区内において水害が発生し、又は発生する恐れがある場合（大雨警報が発令された場合）は、水防本部（水防本部長：防災都市づくり部長）を設置して対応する。

水防本部長は、河川状況や気象状況を勘案し、大規模な水害の発生が見込まれ、災害対策本部の設置が必要と判断するときは、区長に災害対策本部の設置を要請する。災害対策本部設置後は、水防本部はこれに統合される。

大型台風の接近等により全庁体制で対応する必要がある場合には、水防本部を経ず、直接、災害対策本部を設置する。

##### (2) 荒川区災害対策本部

区内において、河川氾濫、土砂災害等の大規模な被害が発生、または発生する恐れがあると区長が認めたときは、荒川区災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置する。災対本部を設置したときは、ただちにその旨を東京都知事及び各防災関係機関に連絡する。

#### 2 災害対策本部の体制

水害時に設置する災害対策本部には、「本部運営担当」及び「避難場所運営担当」を設置し、以下のとおり活動を行う。

##### (1) 本部運営担当

災対本部の全体調整等の本部運営機能については、区民生活部を中心とする「水害対策運用班」、総務企画部、区政広報部、管理部が以下の役割分担のもと担う。

##### ① 水害対策運用班（区民生活部を中心に構成）

- ・「水害対策運用班」は、気象情報の収集・整理、避難勧告等の発令判断、区民等への避難情報等の発信、警察・消防・自衛隊等との連絡調整等を担当する。
- ・総務企画部と連携し、災対各部への指示・調整業務を行う。
- ・「水害対策運用班」に以下の担当を設け、活動を行う。

担当	業務概要
水害対策分析担当	・各機関（気象庁、国交省、民間気象会社、都、各区等）から情報を収集、分析し、具体的な対策を検討する。
庶務担当	・検討案や被害状況の整理等の庶務業務を行う。
電話対応担当	・区民からの問い合わせへの回答を行う。
広報担当	・避難勧告・避難場所等の情報発信、各種の広報活動・調整を実施する。

## ② 災対総務企画部

- ・ 災対各部への指示・調整業務、災対本部会議の招集・開催等を行う。

## ③ 災対管理部

- ・ 避難場所等への職員の配置計画作成、各部との調整、避難場所への職員配置、従事職員の食糧等の配備業務等を行う。

## ④ 災対区政広報部

- ・ 広報課は「水害対策運用班」に入り、ホームページやSNS、ケーブルテレビ等を活用した各種情報の発信業務を行う。
- ・ 秘書課は、本部長、副本部長との連絡調整、区民からの電話対応の補助業務等を行う。

## (2) 避難場所運営担当

- ・ 各避難場所に配置する職員（「避難場所運営担当職員」）については、あらかじめローテーションも考慮の上、指定する。
- ・ 避難場所運営担当職員は、平常時から研修や訓練への参加等により避難場所運営のノウハウを身に付けておくとともに、あらかじめ、配置される避難場所の浸水が及ばない避難スペースを調整・確保しておき、当該施設の配置や設備について熟知しておくものとする。また、地域の避難所開設・運営訓練に参加する等により、日頃から近隣の町会・自治会とも顔の見える関係を築いておく。
- ・ 避難場所となる施設を所管する部は、避難場所運営担当職員が当該避難場所を開設する際の支援を行う。
- ・ 指定管理者が管理する施設を所管する部は、当該指定管理者と締結している協定に基づき、連携して対応する。

## 第2節 防災関係機関との連携体制

荒川の氾濫が予想される場合には、気象庁や国土交通省、東京都、関係各自治体、警察・消防といった防災関係機関が密接に連携を取り合って対応する必要がある。

そこで、自治体と関係機関とが大規模水害発生前から時系列で取るべき防災行動を共有し、迅速かつ的確な対応を行うことを目的として、国の主導により「荒川下流タイムライン」を作成しており、国土交通省荒川下流河川事務所、各自治体、警察、消防等の防災関係機関間で共有している。

大型台風の接近時等には、「荒川下流タイムライン」に基づき、適宜、各関係機関と連携して対応するものとする（荒川下流タイムラインのイメージは、図表5のとおり）。

また、引き続き、国や東京都、近隣自治体等の関係機関と水害時における避難対応について協議を進めるとともに、区内警察署・消防署と連絡体制や避難誘導體制等について確認する等、連携強化を図っていく。



## 第4章 自助・共助の推進

本章では、区民の自助による水害への取組や、地域が連携した共助による取組について示す。

### 第1節 各種ツールを活用した水害意識の普及啓発

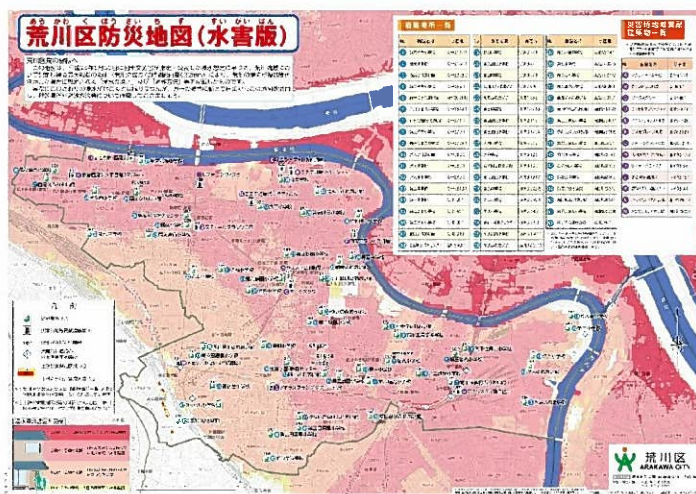
#### 1 ハザードマップ・防災アプリによる啓発

区では、水防法及び土砂災害防止法に基づき、「荒川区防災地図（水害版）」、「荒川区土砂災害ハザードマップ」の作成及び区民等への配付を行うとともに、スマートフォンやタブレットから各種ハザードマップを確認できる「荒川区防災アプリ」を配信することにより、区民等の水害意識の啓発を図っている。

また、荒川区ホームページやあらかわ区報に水害特集記事を掲載し、水害に関する情報の周知を図っている。

引き続き、区報やチラシ、ホームページ等の媒体を活用し、区民への水害に関する知識及び意識の啓発を推進していく。

荒川区防災地図（水害版）



荒川区土砂災害ハザードマップ



荒川区防災アプリ



## 2 浸水深の電柱等への掲示による啓発

区では、区公共施設、東京電力所有の電柱、区所有街路灯に、荒川氾濫時における想定浸水深を表示し、水害リスクの周知を行っている。

引き続き、「荒川区防災地図（水害版）」や「荒川区防災アプリ」とあわせてこれらの周知を行い、荒川の氾濫時における浸水深及び避難行動に関する啓発を推進していく。

電柱及び区有街路灯への浸水深の表示例



## 3 マイ・タイムラインの活用による啓発

東京都は、住民一人ひとりが水害発生時に適切な避難行動を取れるようにするためのツールである「東京マイ・タイムライン」を作成し、配布している。

区では、荒川区における一般的なマイ・タイムラインの作成方法や作成例の資料を添付して区民等への配布を行っており、引き続き、マイ・タイムラインを活用した区民等への水害意識の啓発を図っていく。

マイ・タイムラインの作成例

荒川区におけるマイ・タイムライン作成例 1-3 【要配慮者がいない家庭：自宅や近隣の高い建物等や避難場所への避難】

**台風が近づいているとき!**

SF 荒川 太郎  
Wife 私、花子

警戒レベル	1	2	3	4	5
避難情報	避難に関する情報	自主避難など 準備の進捗状況	高齢者等避難	避難指示	完全 自主 避難
必要な 情報	大雨に関する気象情報 → 大雨・洪水注意報 → 大雨・洪水警報	強風注意報	暴風警報	避難指示	
	河川の氾濫に関する情報 → 氾濫注意情報 → 氾濫警戒情報	高潮に関する情報 → 高潮注意情報 → 高潮警報	沿岸食料情報		
	土砂災害に関する情報	沿岸土砂災害情報	沿岸食料情報		
			土砂災害警戒情報		
私と 家族 行動					避難する場所 ・自宅や近隣の高い建物等 ・避難場所
地域					災害発生又は切迫

※「大雨が長引くとき!」についても、同じ行動となります。  
 ※このシートは一例を示したものです。実際に作成する際は、お住まいの場所や家族構成等を踏まえて「行動内容」や「行動にかかる時間」を決めましょう。  
 ※日頃から台風へ備えて、自宅に留まる（在宅避難する）場合に、1週間以上を過ごせる量の備蓄や、避難する場合に持参する非常持ち出し品を準備しましょう。



#### 4 親戚・知人宅等への広域避難の啓発

大型台風の東京地方への上陸等により荒川の氾濫を伴う大規模水害の発生が予想される場合、区では、区民に対し、数日前から、浸水が想定されない地域の親戚や知人宅等へ自主的に「広域避難」するよう呼び掛ける。

区は、平常時から、区民が自主的な「広域避難」を行うことができるよう、親戚や知人宅等の確保について啓発を行う。

#### 5 水害に備えた備蓄の推進

区では、震災発生時に物流が停止し、食料や飲料水の供給が滞った場合の対策として、区民に対して7日分（1週間分）の食料・飲料水・携帯トイレ等の備蓄を啓発している。

しかしながら、荒川の氾濫時に建物内に取り残された場合には、2週間以上の間、水が引かない可能性があるため、個々の状況に応じて、7日間以上の備蓄についても区民への啓発を進めていく。

## 第2節 共助による取組の推進

### 1 町会・自治会と連携した避難場所の開設

区では、平成25年度から、町会・自治会との密接な連携のもと、町会・自治会が主体となった震災時における「避難所」の開設・運営訓練を実施しており、年々レベルアップを図っている。

震災時においては、町会・自治会が主体となって「避難所」の開設・運営を行うこととなるが、水害時においては全く異なる対応が必要となるため、震災時と同様の体制で「避難場所」を開設・運営することは困難である。

そのため、今後、避難場所となる小中学校等の水害時における開設方法をはじめ、水害時を想定した避難場所の開設・運営の具体的な対応について、町会・自治会との密接な連携のもとで検討を進め、水害の危険がある場合に町会・自治会と連携した対応ができるように準備を進めていく。

### 2 町会・自治会と連携した情報伝達・避難誘導

区では、荒川の氾濫をはじめとする水害の危険がある場合には、防災行政無線やエリアメール、メールマガジン、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、LINE、防災アプリ、テレビのデータ放送、ケーブルテレビのテロップ表示、災害情報受信機等、あらゆる手段を組み合わせることで区民等へ避難場所の開設情報や避難情報等を伝達する。

しかしながら、それでも区民の隅々にまで情報を伝達することは困難な面もある。

そこで、水害時に区民が適時、正確な情報を収集できるよう、町会・自治会と密接に連携しながら、避難場所の開設情報や避難情報等の区民による収集方法や区からの情報伝達体制について検討を進め、体制の再構築を図っていく。また、これとあわせて、適切な情報収集の方法等について、区民への啓発を進めていく。

さらに、避難情報の発令時等に、区民が互いに声掛けをしながら避難場所へ避難できるよう、町会・自治会と連携した避難体制について検討を進めていく。

### 3 水害時における一時避難先となる民間施設の確保の推進

区では、水害時に緊急的に垂直避難することができる民間施設を「災害時地域貢献建築物」として認定し、必要な備蓄物資等の助成を実施している。

現在、区内で「災害時地域貢献建築物」としている建物の一覧は、図表 6 のとおりである。

今後さらに「災害時地域貢献建築物」として水害時の一時避難先となる建物を確保していくため、民間施設への働き掛けを進めていく。

図表 6 災害時地域貢献建築物の一覧

施設名	所在地
都営西尾久八丁目第2アパート	西尾久 8-9-1
ウエストヒル町屋	荒川 6-6-1
メモリアルセレス千代田 2 1	西日暮里 6-55-1
マークスタワー	荒川 7-46-1
コスモ町屋リバーシティ	町屋 5-16-18
コスモ町屋パークフォルム	東尾久 6-17-9
アクレスティ南千住	南千住 7-1-1
コスモプレイス町屋	町屋 8-21-21
アトラスブランズタワー三河島	東日暮里 6-1-1
イニシアフォレスト	町屋 5-17-20
すこや家・西尾久	西尾久 3-15-1
スティーレグランシエロ	東尾久 3-31-15
リステージヴィスタ	東尾久 8-8-6

## 第5章 応急・復旧・復興対応

本章では、主に大規模な水害により区内に被害が発生した場合の応急・復旧・復興に関する対応方針を示す。

### 第1節 応急対応

河川の決壊や土砂災害、暴風等により区内に被害が発生した場合、区は、被害状況や各避難場所の避難者の状況等について、東京都、警察、消防、自衛隊等の防災関係機関に速やかに連絡する。救助活動は、主に、警察・消防・自衛隊が行うこととなっており、区と関係機関との間で密接に連携しながら救助活動を行う。

なお、内水氾濫等により道路（区道のアンダーパス）が冠水した場合は、区が保有している排水ポンプを活用して排水活動を行う。

暴風により区内の家屋が破損する等の被害が生じた場合には、屋根等を一時的に応急対応するために備蓄しているブルーシートを配付する等の対応を行う。

### 第2節 復旧対応

水害の発生による被害については、浸水による建物被害、土砂災害による建物被害、がれき等の災害廃棄物の発生等が想定される。

荒川の氾濫等により区内に大規模な被害が発生した場合には、荒川区地域防災計画に定める震災時と同様の復旧対応手続を基本としつつ、被害の状況に応じた復旧対応に当たるものとする。

#### 1 衛生管理

河川が氾濫し浸水した場合、感染症が発生する危険性が高まることから、公衆衛生の確保や感染症予防のための衛生管理が必要となる。

これらの衛生管理については、災対健康部及び災対環境清掃部が連携して相談対応等を行い、浸水の状況に応じて他自治体等からの受援やボランティアからの受援等も含めて対応する。

#### 2 災害廃棄物

河川の氾濫が発生した場合には、河川から流された流木・家財等の廃棄物や土砂等が大量に発生することが予想される。

これらの災害廃棄物については、災対環境清掃部が、関係各部や東京二十三区清掃一部事務組合をはじめとする関係機関と連携した対応を行う。

なお、災害廃棄物の処理については、「荒川区災害廃棄物等処理方針」に基づき対応するものとする。

### 3 住家被害認定

大規模な水害の発生後、被災した住宅がある場合には、災対防災都市づくり部が中心となって、住宅の「被害の程度（全壊、半壊等）」を認定するための調査である「住家被害認定調査」を行う。

調査によって得られた情報は、「被災者生活再建支援システム」を活用して被災者台帳として整理し、り災証明書の発行や被災者の生活再建に係る様々な支援策の実施に活用する。

### 4 り災証明の発行

大規模な水害の発生後、り災証明を求める区民に対して、住家被害認定調査の調査内容に基づき、証明できる範囲でその請求に応じるものとする。

被災した住家に対するり災証明については災対防災都市づくり部、人的被害に対するり災証明については災対区民生活部が所掌する。

### 5 応急仮設住宅の確保・被災住宅の応急修理

区内に大規模な被害が発生した場合、住宅の確保が必要となる。

その場合、区は、住家被害認定調査や被災者生活実態調査等に基づき、応急仮設住宅等の必要量を概算するとともに、被害状況の詳細を把握して都に報告し、これに基づき、都が応急仮設住宅の確保を行う。

また、これとあわせて、被災した住宅について、居住に必要な最小限の応急修理を行い、居住性を維持することで、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。なお、住宅の応急修理は、災害救助法適用後は都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合で、区長が特に必要と認めたときは区において実施する。

## 第3節 復興対応

区長は、区が水害により甚大な被害を受けた場合において、必要があると認めるときは、本部の組織をもって、区民生活の再建及び市街地の復興に関する事業（以下「災害復興事業」という。）を計画し、実施する。

災害復興事業を実施する場合には、本部を「荒川区復興本部」と称するものとする。

## 【用語の定義】

### 1 災害関連

用語	内容
氾濫	・河川の水がいっぱいになって溢れ出すこと。
洪水	・河川の水位や流量が異常に増大することにより、平常の河道から河川敷内に水があふれること及び堤防等から河川敷の外側に水があふれること。
決壊	・河川の増水により、堤防が壊れること。
外水氾濫	・河川の水位が上昇し、堤防を越えたり破堤したりするなどして堤防から水が溢れ出すこと。
洪水浸水想定区域	・水防法第14条第1項の規定及び同条第3項の規定に基づくもので、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川において洪水が発生し、その洪水により万が一氾濫した場合の浸水が想定される区域。
家屋等氾濫危険区域	・家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。
内水氾濫	・堤防から水が溢れなくても、河川へ排水する川や下水路の排水能力の不足などが原因で、降った雨を排水処理できなくて氾濫が発生すること。
高潮	・台風や低気圧の接近により、海面（潮位）が平常時よりも高くなる現象。
高潮氾濫	・高潮による氾濫が海岸や河川から発生すること。
土砂災害	・大雨や地震などが引き金となって、山やがけが崩れたり、水と混じり合った土や石が川から流れ出たりする災害。
土砂災害（特別）警戒区域	<p>・土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害防止法に基づき、都道府県知事が指定する土砂災害のおそれのある区域</p> <p><b>【土砂災害警戒区域】</b></p> <p>・急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域</p> <p><b>【土砂災害特別警戒区域】</b></p> <p>・警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域</p>

### 2 避難場所・避難所関連

用語	内容
広域避難	・市町村の区域を越えて広域的に避難すること。
垂直避難	・災害時に身に危険が迫っているが、安全な場所まで避難する時間がない場合、安全な場所と空間を確保するために上下垂直方向に避難すること。
避難場所	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難する施設や場所。
避難所	・災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要

	な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。
<b>自主避難場所</b>	・区が避難情報を発令する前に自宅で過ごすことが不安な区民が早い段階で自主的に避難するための施設。
<b>緊急避難場所</b>	・災害を回避するために緊急一時的に避難するための施設。
<b>災害時地域貢献建築物</b>	・水害時に近隣住民の一時の避難先となる建物として、区が認定している民間建築物。

### 3 避難者・避難情報関連

用語	内容
<b>要配慮者</b>	・高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の災害時において特に配慮を要する者。
<b>要配慮者利用施設</b>	・要配慮者が利用する施設。 (例) 老人福祉施設、障がい者利用施設、保育園、小中学校、病院など
<b>避難行動要支援者</b>	・要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの
<b>警戒レベル</b>	・自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、防災情報を5段階に分けたもの。
<b>避難情報(警戒レベル)</b>	<p>・災害対策基本法に基づき、各区市町村長が発令するもの。</p> <p><b>【高齢者等避難（警戒レベル3）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生するおそれがある状況、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において発令するもの</li> <li>・発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある、「等」には、障がいのある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれる。</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。</li> </ul> <p><b>【避難指示（警戒レベル4）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生するおそれが高い状況、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において発令するもの</li> <li>・発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。</li> </ul> <p><b>【緊急安全確保（警戒レベル5）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生又は切迫している状況、居住者等が身の安全を確保するために避難場所等へ避難することがかえって危険であると考えられる状況において発令するもの</li> <li>・発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。</li> <li>・災害が発生・切迫している状況において、その状況を必ず把握することができるとは限らないこと等から、必ず発令する情報ではない。</li> </ul>

#### 4 気象情報・河川情報関連

用語	内容
ゲリラ豪雨	・大気的不安定な状態により突発的に起こる局地的な大雨。
大雨注意報	・大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに気象庁が発表。
大雨警報	・大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに気象庁が発表。特に警戒すべき事項を標題に明示して発表する。 (例)「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」
大雨特別警報	・台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に気象庁が発表。
記録的短時間大雨情報	・数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測した場合に気象庁が発表。
土砂災害警戒情報	・大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。都道府県と気象庁が共同で発表。
土砂キキクル(危険度分布)	・避難に要する時間を確保するために、2時間先までの雨量予測に基づく予想を用いて、1km四方の領域(メッシュ)毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの。
洪水警報	・河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な水害が発生するおそれがあると予想したときに発表。
水位観測所	・当該地点における河川水位をリアルタイムで観測する施設。観測所の水位に基づき、各河川管理者は洪水情報を発表し、関係自治体へ伝達する。
河川水位情報	<p><b>【水防団待機水位】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団が待機する水位。住民に行動を求めるレベルではない。</li> </ul> <p><b>【氾濫注意水位】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増水時に災害が起こるおそれがある水位。河川の氾濫の発生に注意を求めるレベルに相当する。</li> </ul> <p><b>【氾濫判断水位】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に対し氾濫発生危険性についての注意喚起を開始する水位。市町村長の避難準備・高齢者等避難開始の発表判断の目安。</li> </ul> <p><b>【氾濫危険水位】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安。</li> </ul>

#### 5 その他関連用語

用語	内容
タイムライン(防)	・災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予

<b>災行動計画)</b>	め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。
<b>避難確保計画</b>	・水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画。
<b>避難行動要支援者名簿</b>	・避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他災害から生命または身体を守るために必要な措置を実施するための基礎となる名簿。
<b>個別支援計画</b>	・避難行動要支援者支援体制を実効性のあるものにするため、個々の避難行動要支援者ごとに作成される支援者や支援方法を定めた計画。
<b>リエゾン</b>	・災害発生または発生の恐れがある場合に、警察署、消防署、自衛隊等の関係機関から自治体へ派遣される情報連絡員。



# 荒川区防災地図(水害版)

荒川区民の皆様へ

この地図は、平成28年5月30日に国土交通省が指定・公表した浸水想定に基づき、荒川流域において想定し得る最大規模の降雨(荒川流域の72時間総雨量632mm)により、荒川の堤防が複数箇所決壊した場合に想定される「浸水の深さ」及び「避難方法」等を記載したものです。

実際にこのとおりの浸水が起こるとは限りませんが、万一の場合に備えて日頃からこの地図を活用し、避難場所や避難方法等について確認しておきましょう。

## 避難場所一覧

No.	施設名称	所在地	No.	施設名称	所在地	No.	施設名称	所在地
1	第六瑞光小学校	南千住1-4-11	19	泉田小学校	荒川3-77-1	37	尾久八幡中学校	西尾久3-14-1
2	瑞光小学校	南千住1-51-1	20	第九峡田小学校	荒川6-8-1	38	第七中学校	西尾久4-30-28
3	石浜ふれあい館	南千住3-28-2	21	第四中学校	荒川6-57-1	39	尾久西小学校	西尾久5-27-12
4	第二瑞光小学校	南千住5-8-1	22	荒川山吹ふれあい館	荒川7-6-8	40	尾久第六小学校	西尾久8-26-9
5	南千住ふれあい館	南千住6-36-13	23	町屋ふれあい館	町屋1-35-8	41	西尾久ふれあい館	西尾久8-33-31
6	荒川工業高等学校	南千住6-42-1	24	第五中学校	町屋1-37-16	42	東日暮里ふれあい館	東日暮里1-17-13
7	南千住駅前ふれあい館	南千住7-1-1	25	第四峡田小学校	町屋2-11-6	43	第三日暮里小学校	東日暮里3-10-17
8	第三瑞光小学校	南千住7-9-1	26	第五峡田小学校	町屋3-17-24	44	夕やけこやけふれあい館	東日暮里3-11-9
9	南千住第二中学校	南千住7-25-1	27	大門小学校	町屋4-27-8	45	第二日暮里小学校	東日暮里5-2-1
10	汐入ふれあい館	南千住8-2-2	28	原中学校	町屋5-12-6	46	竹台高等学校	東日暮里5-14-1
11	汐入小学校	南千住8-2-3	29	荒木田ふれあい館	町屋6-13-2	47	ひぐらし小学校	西日暮里2-32-5
12	汐入東小学校	南千住8-9-3	30	第七峡田小学校	町屋8-19-12	48	諏訪台中学校	西日暮里2-36-8
13	第二中学校	南千住8-10-1	31	第九小学校	東尾久2-23-5	49	諏訪台ひろば館	西日暮里3-3-12
14	第一中学校	荒川11-30-1	32	赤土小学校	東尾久2-43-9	50	西日暮里ふれあい館	西日暮里6-24-4
15	第三峡田小学校	荒川11-43-1	33	尾久小学校	東尾久5-6-7	51	第六日暮里小学校	西日暮里6-35-16
16	第二峡田小学校	荒川12-30-1	34	男女平等推進センター	東尾久5-9-3	52	ゆいの森あらかわ	荒川12-50-1
17	峡田ふれあい館	荒川13-3-10	35	尾久宮前小学校	西尾久1-4-17			
18	生涯学習 教育センター	荒川13-49-1	36	尾久ふれあい館	西尾久2-25-13			

## 災害時地域貢献建築物一覧

※災害時地域貢献建築物として区が認定している水害時に緊急的に避難可能な民間建築物等

No.	施設名称	所在地
A	アクレスティ南千住	南千住1-1-1
B	ウエストビル町屋	荒川6-6-1
C	マークスタワー	荒川7-46-1
D	コスモ町屋パーシィ	町屋5-16-18
E	イニシアフォレスト町屋	町屋5-17-20
F	コスモプレイス町屋	町屋8-21-21
G	ステイアグランシエロ	東尾久3-31-15
H	コスモ町屋パークフォルム	東尾久6-17-9
I	リステージュヴィスタ	東尾久8-8-6
J	すこや家・西尾久	西尾久3-15-1
K	都営西尾久八丁目第2アパート	西尾久8-9-1
L	ピラソフラスターワ三河島	東日暮里6-6-1
M	メモリアルセレス千代田21	西日暮里55-1

※エレベーター設備等が設置されている、ふれあい館、諏訪台ひろば館、男女平等推進センター、ゆいの森あらかわは高齢者の方、障がい者の方の避難を優先します。

### 凡例

- 避難場所 ※1
- 災害時地域貢献建築物 ※1
- 浸水が及ばない階層
- 大雨時に通行の注意を要する箇所
- 土砂災害警戒区域 ※2
- 土砂災害特別警戒区域 ※2

※1 丸囲みの数字と文字は、「避難場所一覧」と「災害時地域貢献建築物一覧」に対応しています。

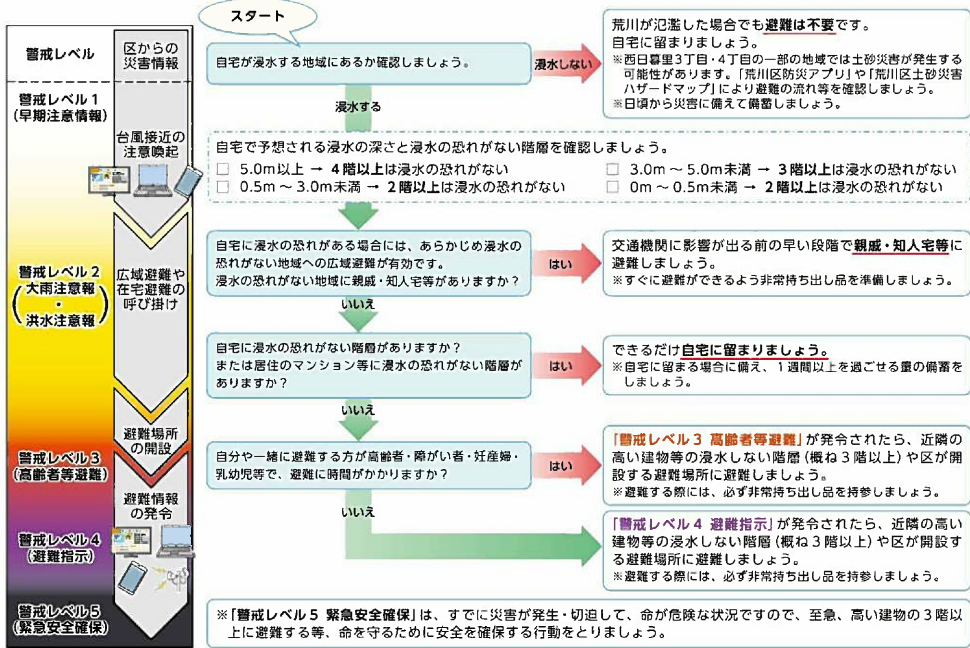
※2 土砂災害警戒区域等の詳細については、「荒川区土砂災害ハザードマップ」をご参照ください。

### 浸水深の想定と目安

5.0m以上	2階の天井以上までつかる程度
3.0m~5.0m未満	1階の天井から2階の天井近くまでつかる程度
0.5m~3.0m未満	1階の床から1階の天井までつかる程度
0m~0.5m未満	1階の床までつかる程度

## 避難方法を確認しましょう

自身がとるべき避難方法を確認しましょう。  
できるだけ、浸水の恐れがない地域や階層へ分散して避難しましょう。



## 備蓄をしましょう

自宅等に留まる場合に備え、1週間以上を過ぎせる量の備蓄をしましょう。  
普段から食料等を多めに購入し、日常的に消費しながら保存する「日常備蓄」が効果的です。

### 【備蓄品の例】

- 飲料水 (大人1人1日あたり3ℓ)
- 食料 (大人1人1日あたり3食分)
- 携帯トイレ (大人1人1日あたり5回分)
- 生活用品 (マスク、懐中電灯、カセットコンロ、ライター、ラジオ、ティッシュ、ビニール袋、蓄電池等)



## 非常持ち出し品を準備しましょう

日頃から非常持ち出し品を準備しておき、避難するときは必ず持参しましょう。

### 【非常持ち出し品の例】

- 貴重品 (現金、通帳等)
- 水・食料 (飲料水、非常食等)
- 日用品 (マスク、タオル等)
- 衣類 (着替え、靴下等)
- 医療品 (常備薬、消毒液等)
- その他 (ラジオ、懐中電灯、モバイルバッテリー等)



## 避難時の注意点

避難する際には、以下の点に注意して、落ち着いて行動しましょう。

### ●動きやすい服装で

避難する時は動きやすい服装で、バンドルや長靴は禁物。動きやすい運動靴をはく。



### ●単独での行動はしない

避難する時は2人以上での行動を心がける。  
近所の万々た声をかけ合って避難する。



## 新型コロナウイルス感染症等への対応について

- 避難場所は多くの方が避難して密集した状態となります。
- 自宅での身の安全を確保することができる場合には、できるだけ自宅に留まりましょう。
- 避難場所へ避難する際には、マスクを着用する等、感染症予防対策をお願いします。

## ペットの避難について

- 区が開設する避難場所のスペースには限りがあります。また、避難する方の中には動物アレルギーがある方もいます。ペットを飼育している方は、事前に浸水しない地域でのペットの避難先の確保や自宅等に留まる場合に備えた準備をし、避難場所への避難はできるだけ控えてください。
- やむを得ず避難場所に避難する場合は、必ず水やえさ、ケージ等を持参しましょう。
- 避難場所に避難できるペットの種類には制限があります。



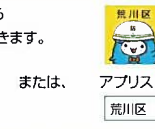
## 情報の収集方法 避難情報や避難場所の開設情報等を収集する方法を確認しましょう。

### 荒川区防災アプリ

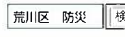
区が発令する避難情報や防災行政無線の放送内容、区内の被害状況、避難場所の開設情報や混雑状況等をリアルタイムで確認することができます。

▶ダウンロードはこちらから

※無料でダウンロードできます。



または、アプリストアで検索



### テレビのデータ放送

テレビリモコンのdボタンを押すと表示されるデータ放送により、区の避難情報や避難場所の開設情報等を確認できます。



### ケーブルテレビ「マイチャンネルあらかわ」(11ch)

ケーブルテレビでは、テレビのデータ放送とともに、テロップ放送により、区からの情報を確認できます。

### 音声による放送

防災行政無線や安全・安心・コントロールにより、区が発令する避難情報を、音声により放送します。



## 避難情報の種類 ※荒川区が発令

荒川区が発令する警戒レベル3(高齢者等避難)や警戒レベル4(避難指示)により必ず避難しましょう。

警戒レベル	避難情報の種類	とるべき行動
警戒レベル3	高齢者等避難	●自分と一緒に避難する方が高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児等で避難に時間を要する方は、自宅や近隣の高い建物等の浸水しない階層（概ね3階以上）または区が開設する避難場所に避難しましょう。
警戒レベル4	避難指示	●全ての方が自宅や近隣の高い建物等の浸水しない階層（概ね3階以上）または区が開設する避難場所に避難しましょう。
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~~		
警戒レベル5	緊急安全確保	●すでに災害が発生・切迫して、命が危険な状況ですので、至急、高い建物の3階以上に避難する等、命を守るために安全を確保する行動をとりましょう。



## 荒川区ホームページ、荒川区公式ツイッター・フェイスブック、LINE

区が発令する避難情報や避難場所の開設情報等を確認できます。



▶荒川区ホームページ  
<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/>



▶荒川区ツイッター  
<https://twitter.com/arakawakukoho>



▶荒川区フェイスブック  
<https://www.facebook.com/city.arakawa>



▶荒川区LINE公式アカウント

登録方法

LINEのホーム画面で、「@arakawaku」と検索、または右の二次元コードを読み取ってください。



## 荒川区メールマガジン

メールマガジンの事前登録をしておくことで、区が発令する避難情報等を取得できます。

登録方法

荒川区メールマガジン「t-arakawa@sg-p.jp」へ空メールを送信して登録してください。

## 緊急速報メール、エリアメール

区が発令する避難情報を、携帯電話の画面に自動表示します。

## 気象警報の種類 ※気象庁が発表

種類	発表の基準
大雨特別警報	● <b>ただちに命を守る行動をとる。</b> 数十年に一度の大雨が予想されるとき。重大な災害が起るおそれ著しく大きいとき。
記録的短時間大雨情報	●数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測したり、解析したとき(発表の目安: 時間雨量100mm前後)。災害の発生につながるような猛烈な雨が降っているとき。
大雨警報	● <b>災害情報に注意。</b> 大雨によって重大な災害が起るおそれのあるとき。
大雨注意報	● <b>今後の気象情報に注意。</b> 大雨によって災害が起るおそれのあるとき。

## 気象情報や河川の水位情報を得られるホームページ

### 気象庁

気象警報や注意報、防災情報などを提供しています。  
「キキクル」では、大雨による浸水・洪水・土砂災害の危険度の高まりをリアルタイムで提供しています。  
<http://www.jma.go.jp/>

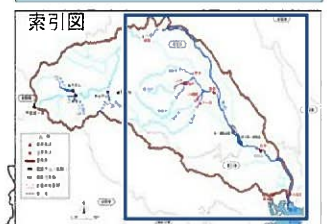
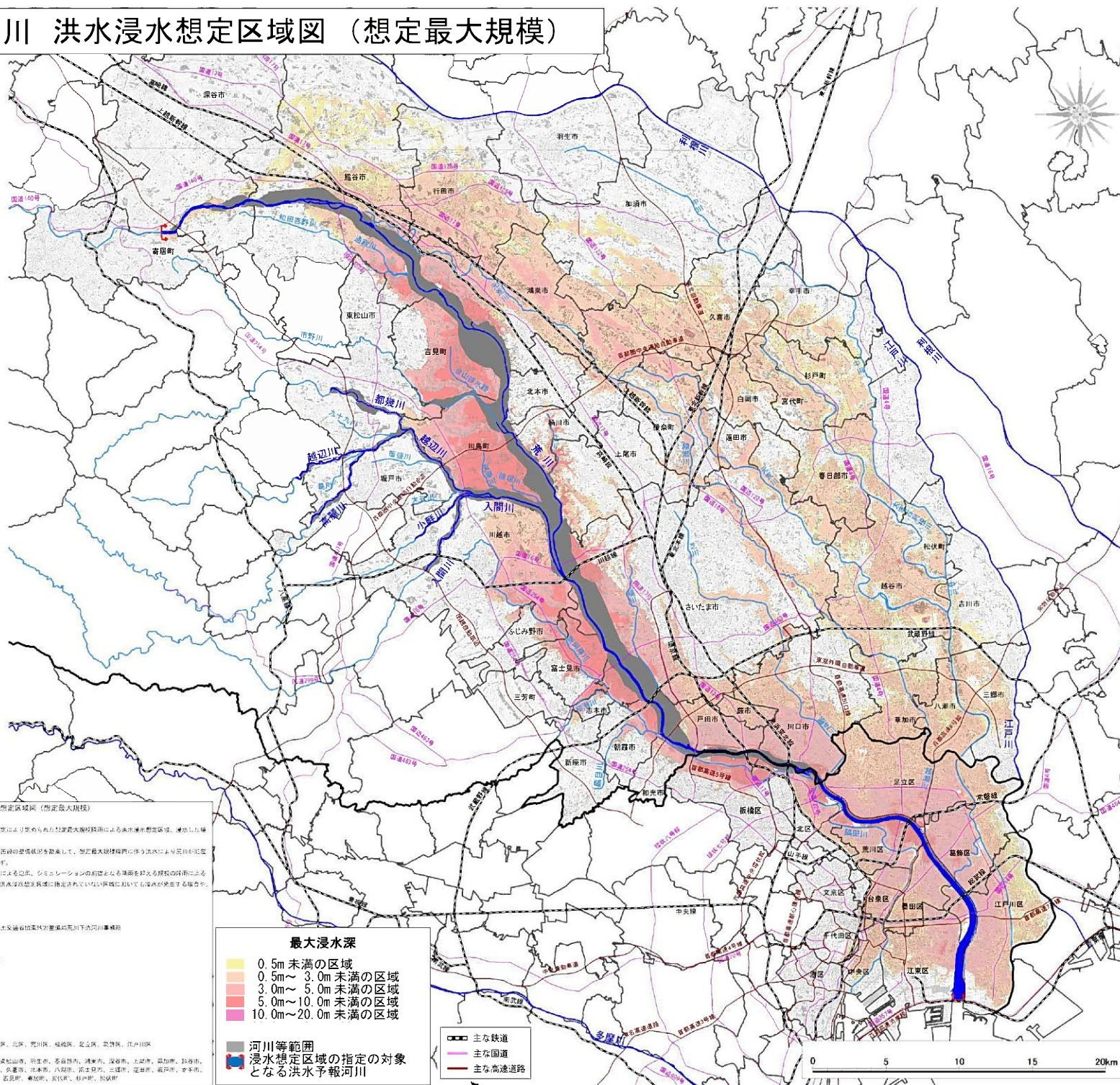
### 荒川下流河川事務所

荒川の水位・水門の開閉状況等のライブ映像を配信しています。  
<http://www.ktr.mlit.go.jp/araage/>

### 川の防災情報 (国土交通省)

全国の雨量、河川水位をリアルタイムで提供しています。  
(PC版) <http://www.river.go.jp/>  
(スマートフォン版) <http://www.river.go.jp/s/>

# 荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)



1 説明文

(1) この図は、荒川水系荒川の洪水浸水想定区域について、当該法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合には想定される水深を表示した図面です。

(2) この洪水浸水想定区域図は、現時点の河川の河床及び治水施設等の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水による範囲を想定した浸水の浸水の浸水シミュレーションにより作成したものです。

(3) なお、このシミュレーションの前提にあたっては、支川の浸水による浸水、シミュレーションの前提となる河床を踏える程度に浸水による浸水、浸水が浸水による浸水等を考慮していませんので、この浸水は想定最大規模に指定されていない区域においても浸水が生ずる場合があります。想定される浸水が実際の浸水と異なる場合があります。

2 基本事項

(1) 想定条件 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所

(2) 想定年月日 令和5年8月31日

(3) 想定降雨量 国土交通省関東地方整備局関東地方整備局第1号

(4) 想定河川名称 国土交通省(令和2年法律第123号)第14条第1項

(5) 対象となる河川名称

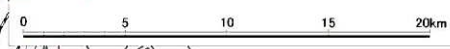
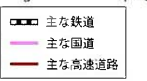
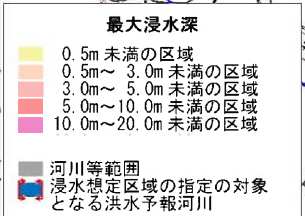
- 荒川水系荒川(本流区間)
- 起点 埼玉県深谷市荒川川から発する
- 河口 埼玉県深谷市深谷町大津川から海まで

(6) 対象の河川となる河川 荒川(河川法第72条第1項第1号第1項)

(7) 関係市町村

＜> 茨城県 千代田市、中実町、鹿野、茨城県、ひまわり、茨城県、北茨城、荒川市、茨城県、日立市、茨城県、江戸川町

＜> 埼玉県 深谷市、川口市、行田市、鴻巣市、蓮田市、羽生市、多摩湖町、深谷市、上里町、高加藤、鎌倉市、高野、戸田市、朝霞市、志木市、杉野、高松市、松川市、久美町、北本市、八潮市、深谷市、三郷市、蓮田市、幸手市、邑川町、ふじみ野市、前市、伊豆市、三芳町、川越市、志見町、●朝霞市、宮代町、杉戸町、朝霞市



※この図表は、国土交通省の承認を得て、国土地理院の2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平27第10号、第10号)

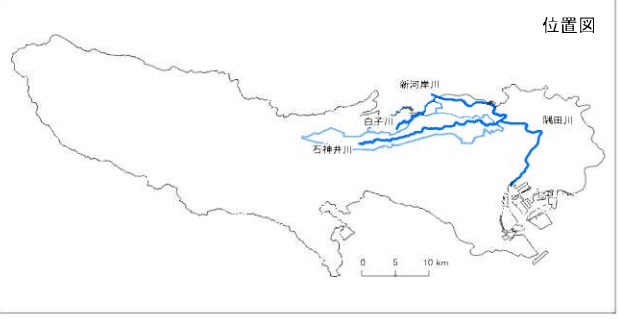


# 石神井川及び白子川流域 浸水予想区域図(改定)

この図は水深ごとの記色を、主に色の濃さ等により識別できるようにしています。

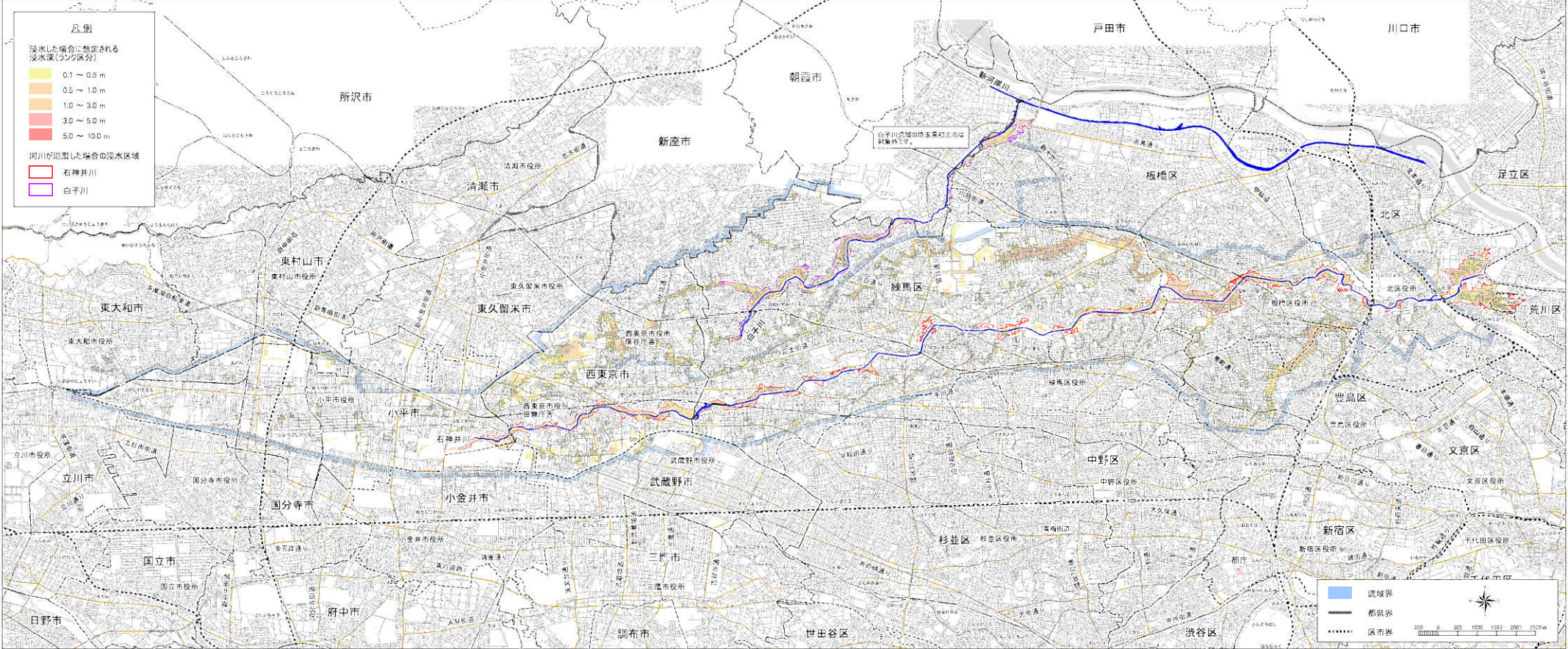
- ### 1. 説明文
- この図は、石神井川、白子川の流域を対象にして、大雨が降った場合に、浸水が予想される区域と想定される水深を表示したものです。これまでの浸水予想区域図は、大雨を「平成12年9月に発生した東海豪雨」としていましたが、今回の浸水予想区域図では「想定し得る最大規模の降雨」に変更しています。
  - 皆様には、洪水の可能性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、「水害に強い生活様式の工夫」等に役立てていただくようお願いいたします。
  - この浸水予想区域図(改定)は、想定し得る最大規模の降雨が「対象とした区域」に降った場合に、シミュレーションにより予測される浸水の状況を示したものです。シミュレーションでは、対象とした地域における現時点(平成29年)での河川及び下水道の整備状況等を考慮しています。
  - 浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化及び河川、下水道の整備状況等により変化することがあります。

- ### 2. 基本的事項等
- 作成主体 都市型水害対策連絡会 (石神井川、白子川流域)
  - 作成年月日 令和元年5月23日
  - 対象とした地域 荒川水系 石神井川、白子川
  - 対象とした降雨 想定最大規模降雨 (時間最大雨量 153mm 総雨量 690mm)
  - 関係区市 豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、武蔵野市、小金井市、小平市、東村山市、西東京市
- ### 3. 注意事項等
- 一般的に河川沿いは低地であるため、浸水したときの水深が大きくなり注意が必要です。また、河川から離れていても、地盤が低い箇所等では浸水したときの水深が大きくなるので注意してください。また、落ち葉による雨水すすみの詰まり等により起きる浸水は、シミュレーションでは反映しきれないため、注意してください。



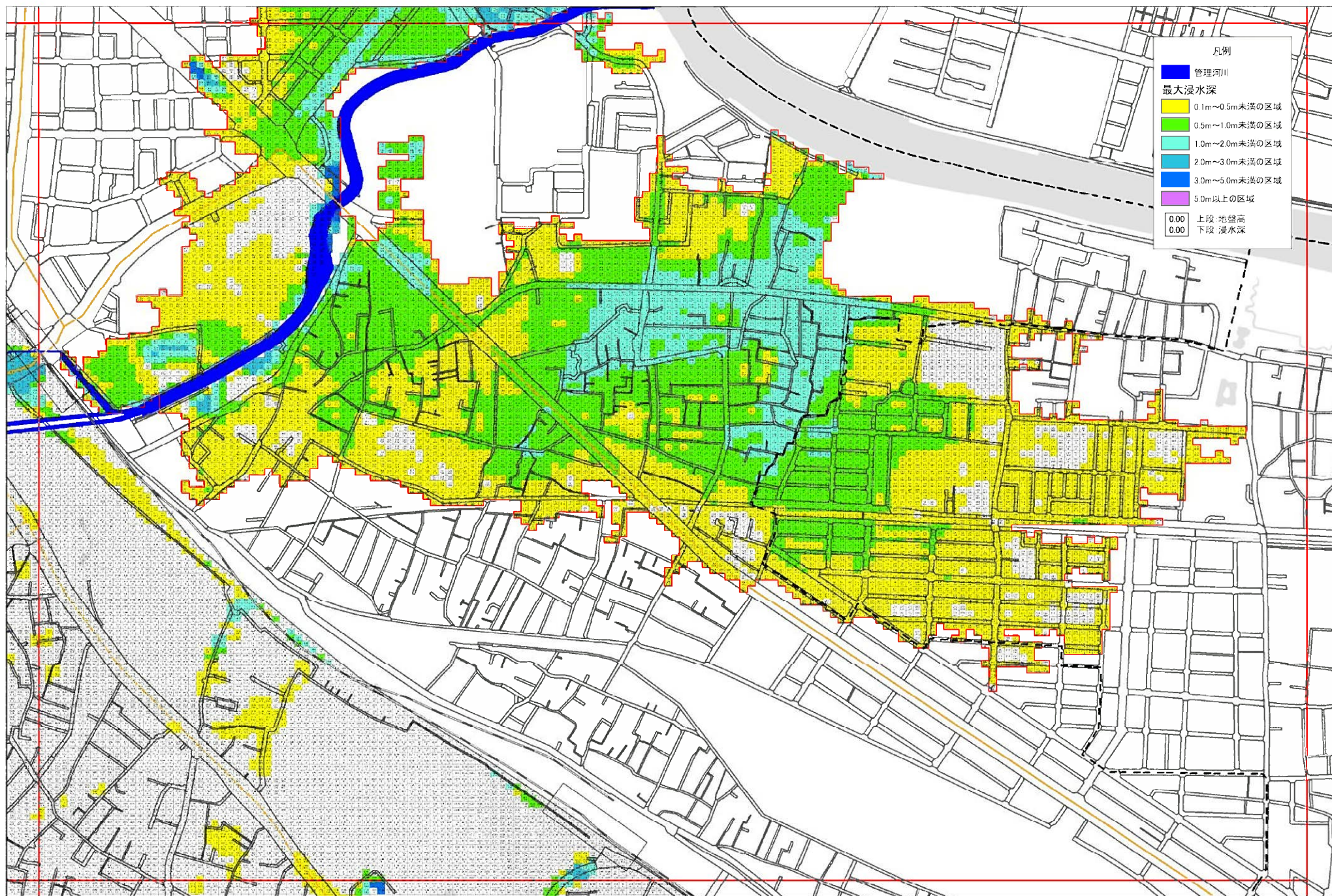
### 【問い合わせ先一覧】

東京都建設局河川部計画課	03(5321)1111(代)
東京都下水道局計画調整部計画課	〃
豊島区総務部防災危機管理課	03(3981)1111(代)
北区土木部道路公園課	03(3908)1111(代)
荒川区民生生活部防災課	03(3802)3111(代)
板橋区危機管理室防災危機管理課	03(3964)1111(代)
練馬区危機管理室危機管理課	03(3993)1111(代)
武蔵野市防災安全部防災課	042(51)6131(代)
小金井市総務部地域安全課	042(383)1111(代)
小平市総務部防災危機管理課	042(341)1211(代)
西東京市危機管理室防災防犯担当	042(464)1311(代)



この地図は、東京都縮尺2500分の1の地形図を使用して作成したものである。(承認番号)29都市基交 第552号

# 石神井川及び白子川流域 浸水想定区域図（詳細版）



0 125 250 500 m

# 隅田川及び新河岸川流域 浸水予想区域図(改定)【荒川区拡大図】

**1. 説明文**

(1) この図は、隅田川及び新河岸川流域(雨水が海域へ直接排水される区域を含む。)を対象にして、大雨が降った場合に、浸水が予想される区域と想定される水深を表示したものです。  
これまでの浸水予想区域図は、大雨を「平成12年9月に発生した東海豪雨(時間最大雨量114mm、総雨量989mm)」としていましたが、今回の浸水予想区域図(改定)では「想定し得る最大規模の降雨」に変更しています。

(2) 管線には、洪水の可能性について知っていたことにより、「緊急時の水防、避難」、「水害に強い生活様式の工夫」等に留意していただくをお願いします。

(3) この浸水予想区域図(改定)は、想定し得る最大規模の降雨が対象とした区域に降った場合に、シミュレーションにより予測される浸水の状況を示したものです。  
シミュレーションでは、対象とした地域における平成30年時点での河川及び下水道の整備状況等を考慮しています。

(4) 浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形勢の変化及び河川、下水道の整備状況等により変化することがあります。

**2. 基本事項等**

(1) 作成主体 都市治水対策連絡会(隅田川・新河岸川流域)

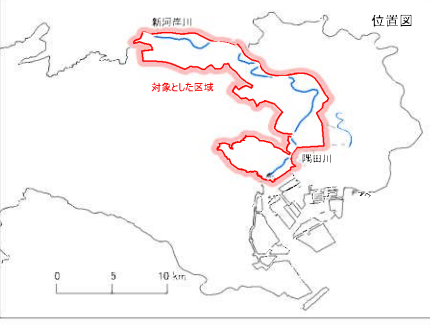
(2) 作成年月日 令和3年3月30日

(3) 対象とした地域 荒川水系 隅田川、新河岸川流域  
雨水が海域へ直接排水される区域等

(4) 対象とした降雨 想定最大規模降雨  
(時間最大雨量153mm 総雨量690mm)

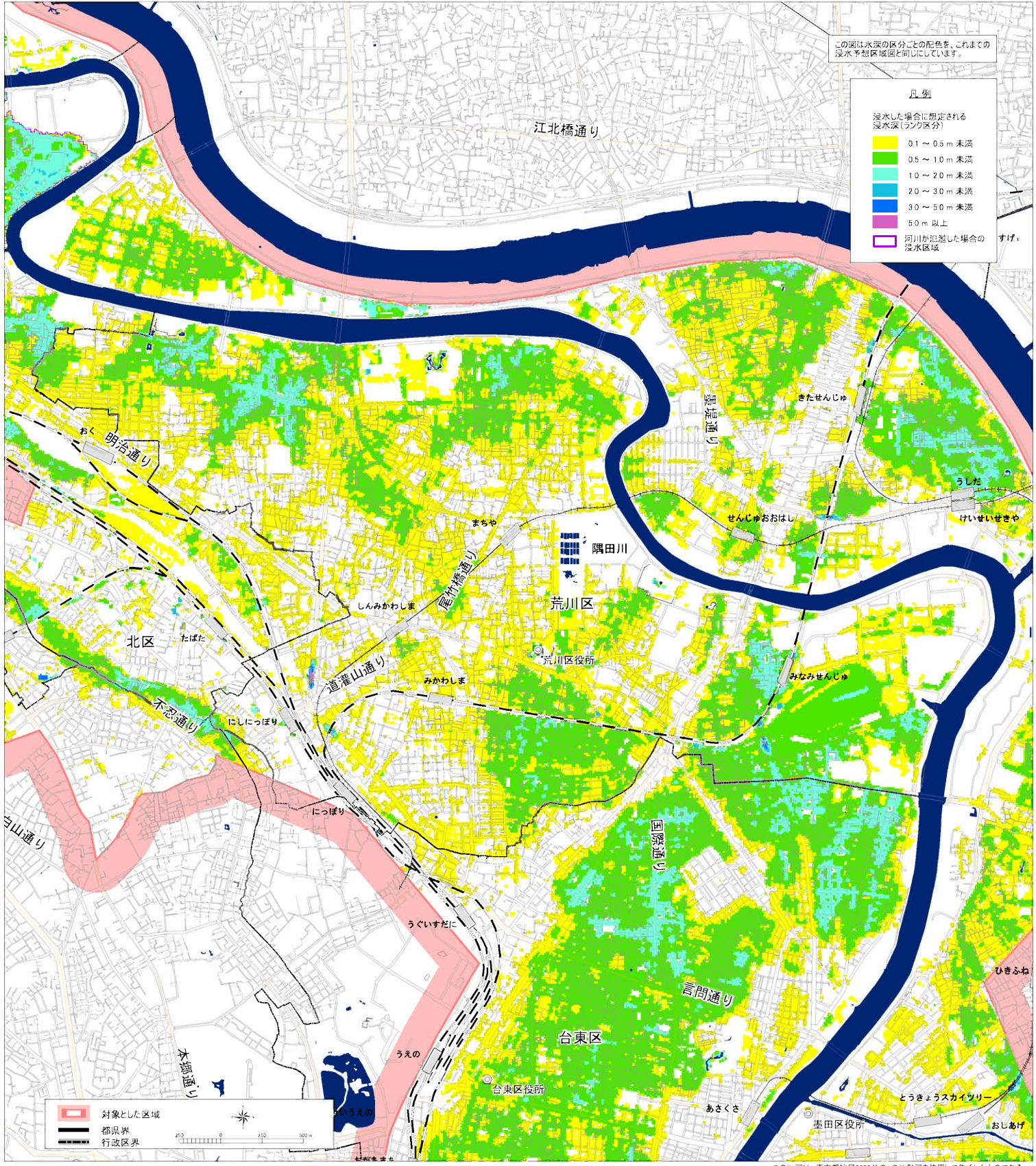
(5) 関係区 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区

一般的に河川沿いは低地であるため、浸水したときの水深が大きくなり注意が必要です。  
また、河川から離れた場所でも、地盤が低い箇所等では、浸水したときの水深が大きくなるので注意してください。  
また、落石等による雨水ますの詰まり等により起きる浸水は、シミュレーションでは、反映しきれないため、注意してください。



【問い合わせ先一覧】

東京都建設局河川計画課	03(5321)1111(代)
東京都建設局河川防災課	"
東京都下水道計画課整備部計画課	"
千代田区政策経営部災害対策・危機管理課	03(3246)2111(代)
中央区総務部防災課	03(3543)0211(代)
港区街づくり支援部土木課	03(3578)2111(代)
新宿区総務部危機管理課	03(3209)1111(代)
文京区総務部危機管理室防災課	03(3812)7111(代)
台東区総務部危機管理室防災課	03(5246)1111(代)
墨田区都市計画部危機管理担当防災課	03(5608)1111(代)
江東区土木部河川公園課	03(3647)2538(代)
豊島区総務部防災危機管理課	03(3981)1111(代)
北区土木部緑地公園課	03(3908)1111(代)
荒川区民生部防災課	03(3802)3111(代)
板橋区危機管理室防災危機管理課	03(3964)1111(代)
練馬区危機管理室危機管理課	03(3993)1111(代)
足立区都市建設部企画課整備課	03(3880)5111(代)







この地図は、東京都縮尺2500分の1の地形図を使用して作成したものである。  
(承認番号) 都市基安第562号

# 荒川区土砂災害ハザードマップ

東京都は、平成30年1月に、土砂災害防止法に基づき、荒川区内に土砂災害警戒区域7箇所(うち土砂災害特別警戒区域6箇所)を指定しました。このハザードマップは、大雨等の影響により土砂災害の発生が予想される場合や実際に発生した場合に、住民の皆様が「命を守る行動」をとっていただくために作成したものです。いざという時に備えて、日頃から避難場所や避難方法等を確認しておきましょう。

※荒川の決壊による洪水のハザードマップは別途あります。(防災課や各区民事務所で入手できるほか、区ホームページや荒川区防災アプリでも閲覧可能です。)

## 凡例

-  土砂災害警戒区域
-  土砂災害特別警戒区域
-  緊急避難場所 (自主避難場所)
-  避難所



## 避難の流れ

大雨警報(土砂災害)が発令された場合、区では土砂災害(特別)警戒区域周辺に居住する皆様が自主的に避難する施設として自主避難場所を開設します。不安な方は**自主的に避難を開始しましょう。**

土砂災害警戒情報が発表される等、土砂災害の危険性が高まった場合、区では一時的に避難する施設として緊急避難場所を開設しますので、**速やかに避難しましょう。**なお、警察や消防、区が避難誘導を行いますので、その指示に従いましょう。



自宅

降雨がおさまり、土砂災害の危険性がなくなった場合、自宅に戻り状況を確認しましょう。

土砂災害の被害により、自宅での生活が困難な場合は避難所に避難しましょう。

がけに割れ目が入る、小石がばらばらと落ちてくる等、前兆現象がある場合、または土砂災害が発生した場合には、**ただちに土砂災害(特別)警戒区域外に退避しましょう。**

### 自主避難場所

区が避難情報を発令する前に自主的に避難する施設

施設名	所在地
諏訪台ひろば館	西日暮里3-3-12

### 緊急避難場所

土砂災害を回避するために緊急一時的に避難する施設

施設名	所在地
学校法人開成学園	西日暮里4-2-4
日暮里サニーホール	東日暮里5-50-5
諏訪台ひろば館*	西日暮里3-3-12

### 避難所

土砂災害の被害により自宅で生活できなくなった場合に避難生活を送るための施設

施設名	所在地
西日暮里ふれあい館	西日暮里6-24-4
諏訪台ひろば館*	西日暮里3-3-12

※諏訪台ひろば館は高齢者の方、障がい者の方の避難を優先します。

## 情報の収集方法

災害時にはいろいろな災害情報が配信されます。常に最新の情報を集めるよう心がけましょう。

荒川区ホームページ  
<https://www.city.arakawa.tokyo.jp>

荒川区公式フェイスブック  
<https://www.facebook.com/city.arakawa>

荒川区公式ツイッター  
@arakawakukoho

防災行政無線屋外スピーカー  
電話応答サービス  
03-3803-1788

安全・安心パトロールカー  
(広報車)

荒川区メールマガジン  
11@arakawa@sg-m.jpへ  
空メールを送信して登録

緊急速報「エリアメール」

「荒川区防災アプリ」  
(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)  
◆ハザードマップの閲覧が可能  
◆避難情報などの通知機能

ケーブルテレビ(11ch)  
「マイチャンネルあらかわ」

テレビ(データ放送dボタン)・ラジオ等

気象庁ホームページ  
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

→iOS  
Android→



問い合わせ  
荒川区防災課 ☎3802-3111 内線492

この地図の作成に当たっては、国土院院長の承認を得て、同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)及び数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地名情報)を使用した。(承認番号 平30情保、第1485号)